

令和2年2月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

2月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第4号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第5号	八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	5

議案第 4 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	「		「				
		5,377円	13,284円		5,484円	13,285円	
		5,967円	14,255円		6,010円	14,249円	
		6,304円	17,353円		6,389円	17,285円	
		6,673円	19,286円		6,760円	19,052円	
		6,926円	21,393円		7,042円	21,399円	
別表第1中		7,020円	23,905円	を	7,086円	23,304円	に改める。
		6,812円	25,257円		6,913円	25,232円	
		6,313円	24,859円		6,424円	24,797円	
		5,142円	19,726円		5,221円	19,769円	
		3,930円	15,291円		3,960円	14,997円	
		3,930円	13,284円		3,960円	13,285円	
	」		」				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等で同日前の期間について支給すべきものについては、別表第1中「14,249円」とあるのは「14,255円」と、「17,285円」とあるのは「17,353円」と、「19,052円」とあるのは「19,286円」と、「23,304円」とあるのは「23,905円」と、「25,232円」とあるのは「25,257円」と、「24,797円」とあるのは「24,859円」と、「14,997円」とあるのは「15,291円」とする。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第1条の2関係)			別表第1 (第1条の2関係)		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,484円	13,285円	25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円	25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円	30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円	35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円	40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円	45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円	50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円	55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円	60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円	65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,960円	13,285円	70歳以上	3,930円	13,284円

議案第 5 号

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

美保野小学校の閉校及び南郷スクールバスの事業内容の見直しに伴い、利用者の範囲を改めるものである。

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則（平成27年八戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童」の次に「及び生徒」を加える。

第3条に次の2号を加える。

(3) 統合前の美保野小学校の通学区域から町畑小学校へ通学する児童

(4) 田代地区から島守小学校及び島守中学校へ通学する児童及び生徒

第4条第1項及び第2項中「児童」の次に「及び生徒」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3号及び第4号に掲げる者に係る第4条第1項の規定による利用の届出並びに第5条第1項及び第3項の規定による利用計画の提出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

八戸市スクーラーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校の統廃合により通学区域に変更が生じた児童及び生徒の利便の向上及び登下校の安全の確保を図るため、八戸市スクーラー(以下「スクーラー」という。)の運行及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第3条 スクーラーを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 統合前の<u>是川東小学校の通学区域から新井田小学校へ通学する児童</u></p> <p>(2) 統合前の<u>松館小学校の通学区域から新井田小学校へ通学する児童</u></p> <p>(3) 統合前の<u>美保野小学校の通学区域から町畑小学校へ通学する児童</u></p> <p>(4) 田代地区から<u>島守小学校及び島守中学校へ通学する児童及び生徒</u></p> <p>(利用の承認等)</p> <p>第4条 当該学校長は、当該学校に在籍する児童及び生徒がスクーラーを利用するときは、スクーラー利用届(別記第1号様式)を、当該年度当初からの利用にあつては前年度3月中に、年度途中からの利用にあつてはその都度、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けた場合において、スクーラーの利用を承認したときは、スクーラー利用届(別記第2号様式)を当該児童及び生徒(以下「利用者」という。)に交付する。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校の統廃合により通学区域に変更が生じた児童の利便の向上及び登下校の安全の確保を図るため、八戸市スクーラー(以下「スクーラー」という。)の運行及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第3条 スクーラーを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 統合前の<u>是川東小学校の通学区域から是川小学校へ通学する児童</u></p> <p>(2) 統合前の<u>松館小学校の通学区域から新井田小学校へ通学する児童</u></p> <p>(利用の承認等)</p> <p>第4条 当該学校長は、当該学校に在籍する児童がスクーラーを利用するときは、スクーラー利用届(別記第1号様式)を、当該年度当初からの利用にあつては前年度3月中に、年度途中からの利用にあつてはその都度、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けた場合において、スクーラーの利用を承認したときは、スクーラー利用届(別記第2号様式)を当該児童(以下「利用者」という。)に交付する。</p> <p>3 略</p>